現場措置業務実施者	一　特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 二　特定自動運行計画の内容に関すること。 三　特定自動運行において特定自動運行用自動車（法第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときに特定自動運行主任者が法第七十五条の二十三第一項前段の規定により講ずる措置に従つて当該交通事故の現場に向かう手順及び同条第二項の規定による措置を特定自動運行計画に従つて実施するための手順に関すること。 四　その他特定自動運行に係る業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。
特定自動運行業務従事者（特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を除く。）	一　特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 二　特定自動運行計画の内容に関すること。 三　特定自動運行計画に基づき実施しなければならない措置を特定自動運行計画に従つて実施するための手順及び当該措置を実施するために必要な設備の使用方法に関すること。 四　その他特定自動運行に係る業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。

（特定自動運行主任者の要件）

第九条の二十八　法第七十五条の十九第二項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一　両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。

二　遠隔監視装置その他の特定自動運行計画に従つて特定自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること。

三　前二号に定めるもののほか、法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと。

（遠隔監視装置）

第九条の二十九　遠隔監視装置は、次に掲げる要件に該当する装置とする。

一　特定自動運行を行う場合（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）において、特定自動運行用自動車に取り付けられた装置から送信された当該特定自動運行用自動車の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の車内の状況に係る鮮明な映像及び明瞭な音声並びに当該特定自動運行用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信することができるものであること。